

こどもクラブ午後5時以降利用に関する届

令和〇年〇月〇日

保護者 住所 会津若松市 東栄町3-46

氏名 鶴賀 城

下記の児童の午後5時以降の利用を希望します。なお、迎えの原則を遵守します。

こどもクラブ名	〇〇 こどもクラブ
児 童 氏 名	鶴賀 城太郎

5時以降利用希望日 (曜日に○を付ける)	月	火	水	木	金	土
主に迎えに来る保護者と その続柄 ※未成年の兄弟等は保護 者にあたりません。	氏名 鶴賀 城				続柄 父	
	氏名 鶴賀 八重				続柄 母	
	氏名 鶴賀 若子				続柄 祖母	
備考欄 水曜日は、母の仕事が休みのため利用しません。						

◎午後5時以降の利用に関しての注意

- ・午後7時までに迎えに来ることができる日のみ、午後5時以降の利用が可能です。
※迎えが午後6時を超えた場合には延長利用となりますので、延長利用申請書の記入及び提出をお願いします。(延長利用料が別途必要)
- ・都合により迎えに来ることができなくなった場合は、午後5時までにこどもクラブへ連絡をお願いします。
- ・突発的な午後5時以降の利用について、保護者の電話・手紙等はお受けしますが、安全確保の面から児童の口頭での受付は一切しませんので、必ず保護者の方がこどもクラブに連絡してください。
- ・主に迎えに来る保護者以外の方が迎えに来る場合は、必ず保護者の方がその旨をこどもクラブに連絡してください。
※迎えの遅刻(午後7時を過ぎた迎え)等、注意事項を守れない場合は、午後5時以降の利用をお断りする場合があります。